

第一、佛蘭西關係

二、内閣一部改造事情

一、内閣交迭事情

二、對獨政策

三、對露政策

四、英佛干係（前出）

五、佛米干係

六、佛伊干係

七、佛土干係

八、佛波干係

九、佛埃干係

〇、中法實業銀行救済問題

二、内閣更迭事情

(2)

一九二二年當初華府會議ニ於ケル佛國ノ不評ニ引續キ國內ニ於ケル
 對英反感ノ汪溢ハ對獨賠償與趣ノ墜跌並對露政策轉換ノ徵候ト相俟
 ツテ本年當初佛國政界ノ空氣ヲ不安且神經質ナラシメタルコト休戰
 以來嘗テ見サル現象ヲ呈セリ爭辯斯ノ如キ時ニ當リ終ニ「ブリアン」
 内閣ノ没落ヲ誘致スルニ至レリ
 借「ブ」内閣ノ致命傷トナレルモノ概シテ三點ニアリトイフヲ得ヘ
 ク(1)賠償政策ニ伴フ内閣不信任(2)歐洲經濟復興會議ニ露獨兩國ヲ參
 加セシムル件(3)英佛協定ニ對スル佛國輿論ノ不滿之ナリ
 加之「ブリアン」内閣ノ立場ヲ困難ナラシメタル原因ノ一トシテ大
 統領トノ政見ノ相違ヲ擧ゲサル可カラス現大統領「ミルラン」ハ一

九二〇年九月大統領候補者受諾ニ際シ同氏カ過去八ヶ月間内閣議長トシテ提唱シ來リタル政綱ヲ行フニ當リ何等制肘ヲ受ケサルヘキコトヲ條件ト爲シタルニ尙且國民議會ノ大多數ヲ以テ當選セルナリ故ニ「ミルラン」ノ政治上ノ威力ハ頗ル高キ程度ニ於テ暗黙ニ認メラレタルモノナリトイフヲ得ヘシ

一月初旬「カンヌ」最高會議ニ於テ賠償問題ト共ニ歐洲經濟復興會議ニ露獨ヲ召集スル件附議セラルルヤ大統領ハ其結果カ當然「ソヴイエット」政府ヲ承認スルコトナリ「ブリアン」ノ政策カ自己ノ包藏スル對露政策ト益々背馳スルヲ恐レ「ブリアン」ニ電報シテ露國ノ參加ニハ一層有効ナル「ガランチー」ヲ要求スヘキコトヲ求め尙一月六日ノ最高會議カ爲セル決議第六項ハ將來獨逸カ條約履行ヲ

(3)

怠ル場合ニ佛國カ之ニ制裁手段ヲ執ルコトヲ不可能ナラシムル虞アルコトヲモ注意セリ

「ブリアン」ハ前記二點ニ付テハ充分最高會議ニテ留保シ置ケルニ付後日行違ヲ生スル虞ナキ旨ヲ答ヘタルモ大統領ハ更ニ今後反對解釋ヲ生セサル様明瞭ニ最高會議ノ決定ヲ取付ケ置クヘキ旨ヲ力説セリ

於是「ブリアン」ハ内閣ノ意見ヲ求ムル爲ニ閣議ヲ開カンコトヲ電請シ十日ノ閣議ニ於テ大統領ヨリ「ブリアン」トノ間ニ往復セル電報ヲ披露シ其意見ヲ求メタリ閣議ハ「カンヌ」ニ於ケル「ブリアン」ノ措置ヲ悉ク承認スルヲ肯セス寧ロ大体ニ於テ大統領ノ意見ヲ承認シ左ノ趣旨ノ決定ヲ爲セリ

(4)

一 歐洲經濟復興會議ニ露國ヲ參加セシムル場合ニハ充分ノ保證ヲ
取り付ケ置クヘキコト
二 獨逸ノ賠償支拂ニ一部「モラトリウム」ヲ許ス場合ニハ今後ノ
支拂ニ對スル保證ヲ求メ且或種ノ監督權ヲ請求スヘシ又白耳義
優先權ヲ害スル如キ措置ヲ執ラサルコト
三 英佛協約ハ英佛兩國カ全然均等ノ立場ニ於テ相互ニ安全ヲ保證
スヘキコト又右協約ノ結果佛國カ獨逸ニ對シ條約履行ノ保證ヲ
弱ムル如キコトアル可ラス

右閣議ノ決定ニ際シ「バルツ」
「マジノ」
「ツォーメール」等ノ
有力ナル大臣カ「ブリアン」ノ政策ニ反對シタリト傳ヘラレ四圍ノ
形勢「ブリアン」ニ不利ナリシハ言ヲ俟タスト雖モ同時ニ大統領ノ

(5)

威力モ暗々裡ニ閣議ノ決定ヲ左右スル力アリタルコトハ想像ニ難カ
ラス加之巴里新聞紙ハ「タン」
「マタン」ノ如キ政府擁護派ニ至
ルマテ齊シク議會ノ意見ヲ支持シテ「ブリアン」内閣反對ノ聲益々
旺ナルニ至レリ

(6)

一方上院外交委員會ハ首相カ曾テ「カンヌ」會議ニ於テハ佛國ノ賠
償ニ對スル「ガラランチー」ヲ一歩モ讓ル所ナカルヘキヲ聲明シタル
ニ拘ラス最近佛國ノ本年受取賠償額ノ削減ノ報アリタルヲ以テ一月
十日斷固タル保障要求ヲ爲シ下院財政委員會モ亦賠償權ノ害セラル
ハヲ憂ヒ首相聲明ノ維持ヲ希望シテ翌十一日略同様ノ決議ヲ爲セル
ヲ以テ「ブリアン」ハ最高會議中ハニシテ十二日朝巴里ニ歸リ直ニ
閣議ニ參加セリ

然レトモ新聞紙及議會ノ大勢ハ共ニ「フリアン」ヲ離レテ閣議モ遂ニ收拾ノ余地ナク首相ハ午后三時下院ニ臨ミ自己カ「カンス」ニ於テ取レル政策ノ決シテ誤ラサルヲ辯明シタル後内閣員一同ト共ニ辭表ヲ提出セリ

於是大統領ハ直ニ上下兩院議長ト共ニ後編内閣組織ニツキ協議ヲ開始セリ後編内閣ノ首班カ何人タルヘキカニ就テハ既ニ數ヶ月以前ヨリ種々ノ風評アリ或ハ下院議長「ラツル。ベレ」ヲ推ス者アリ上院議員「ジョナル」ヲ適任トスル者アリ然レトモ世評ハ「ボアンカレ」ノ推薦者多數ナルヲ是認セリ「ボアンカレ」ノ内閣組織難ヲ主張スル者ハ第一ニ彼カ賠償問題ノ決定ニ際シ「ミルラン」ト衝突シタル事實ヲ録ケ「ミルラン」ハ到

底彼ヲ首相トスルヲ肯セサルヘシト云ヒ又他方彼カ「マタン」ト「タン」ノ兩新聞「ルヴュー、デ、ドウモンド」ノ寄稿家トシテ殆ント毎週政治評論ヲ執筆シ而モ其意見ハ多ク「ロイドジョージ」反對ニシテ英國側ノ同情ヲ失セル事實ヲ擧ケタリサレト其識見精力ハ議員政客ノ群ヲ抜キ戰前戰後ノ内外政務ニ通曉セルコト又彼ニ比スヘキ者ナキ今日上下兩院ノ議長カ期セスシテ「ボアンカレ」ヲ後任首相ニ推薦セルコト固ヨリ當然ノ歸結ナリ

「ボアンカレ」ハ十二日夕刻大統領ヨリ内閣組織ノ委託ヲ受ケ其回答ヲ留保シテ政友ト協議ヲ初メタルカ翌十三日午后正式ニ内閣組織ヲ承諾セリ「ボアンカレ」最初ノ希望ハ社會黨、共產黨及王黨ノ左右兩極ヲ除ク外議會各派ノ領袖政客ヲ網羅シテ所謂國民聯合大内閣

ヲ組成スルニアリシ由ナルモ上院ノ「ドウメルグ」辭去シ下院ニテ
 ハ「ウイラニ」「タルヂユー」及急進共和派ノ幹部タル「ヘリオ」
 拒辭シタル爲其所期ノ目的ヲ達スルコト能ハス十五日ニ至リ前内閣
 員「バルツ」ヲ副總理トシテ左ノ顔觸ニ基キ新内閣ヲ組織セリ

- 内閣議長兼外務大臣 上院議員 ボアンカレ
- 内閣副議長、司法大臣兼「アルサス、ローレン」大臣 代議士 バルツ(前陸相)
- 内務大臣 代議士 モーヌリー
- 大藏大臣 代議士 ラステイリー
- 陸軍及年金大臣 代議士 マジノ(留任)
- 海軍大臣 代議士 レイベルチ
- 農務大臣 上院議員 シェロン

(9)

(10)

- 労働大臣 上院議員 ベイロンネ
- 文部大臣 代議士 ベール(留任)
- 殖民大臣 代議士 サロー(留任)
- 工部大臣 代議士 ツツキー(留任)
- 商務大臣 代議士 デオール
- 解放地大臣 代議士 レイベル
- 衛生大臣 上院議員 ストラウス
- スースクレテール、デタ(全部留任)
- 内閣 代議士 コルラ
- 商船 代議士 リオ
- 郵便電信電話 代議士 ラフォン

専門學務

航空

代議士 ヴィダル

代議士 エイナツク

右ノ顔觸ニヨリ年金省ヲ廢シテ陸軍省ニ合併シ尙四名ノ「スースク
レテール、デター」ヲ廢止シテ行政整理ノ一端ヲ示セリ

新内閣ハ一月十九日上下兩院ニ於テ其政綱ヲ發表シ諸平和條約實施
財政整理、國防組織、兵役年限短縮、社會政策的設備ヲ目下ノ急務
ト爲シ賠償ノ實施ヲ佛國財政救済ノ條件トセリ尙佛國ハ帝國主義的
ナルコトヲ否認シ小協商ノ如キ各種平和樹立協定ハ之ヲ歡迎スヘク
國際聯盟ヲ支持スヘキコトヲ明言セリ

「ゼノア」會議ニ關シテハ各國ハ先ツ「カンヌ」會議諸條件ヲ承諾
スルヲ先決條件トシ諸條約ノ規定ヲ左右セサルヘキ保障ナキニ於テ

(11)

(12)

ハ佛國ハ之ニ臨ム能ハス又近東ニ於テハ英國ト協議シ平和ヲ回復シ
佛土協約ノ利益ノ實現ニ努メ英米等ノ同盟諸國ト從來ノ友誼的干係
ヲ最モ親密ナラシムルト同時ニ佛國ノ利益擁護ノ爲ニハ確固タル態
度ヲ持スヘキコトヲ聲明シタリ

右掲ノ綱領ハ千九百二十年ノ初頭「ミルラン」内閣ノ發表シタル聲
明ト酷似シ對獨條約ノ嚴格ナル履行ヲ求メ獨逸ノ條約不履行ニ對ス
ル制裁權ヲ主張スル等悉ク其ノ軌ヲ一ニスルモ新内閣カ「ブリアン」
内閣ニ發源セル對英對獨妥協政策ノ潮流ヲ一九二〇年ノ初頭ニ立歸
リテ阻止メ得ヘキヤ否ヤハ問題ナリ

「ブリアン」内閣ヲ更迭セシムルコトハ必スシモ根本ヨリ其政策ヲ
立テ直サント企圖セルニハ非ス「ブ」内閣カ英國トノ折衝ニ於テ終

始受身ニ立チテ一歩一歩佛國ノ要求ヲ讓歩セサル可ラサル態度ニ肝
溜玉ヲ破裂セシメタルコト今回政變ノ直近原因ナルヘク所謂軟弱外
交ヲ打破シタルモノトイフヘシ

(15)

二、對獨政策

(1) 獨逸ハ本年一月以降ノ賠償支拂ニ困難ヲ感シ昨年十二月十四日賠償
委員會宛書翰ヲ以テ本年ノ支拂ヲ完全ニ履行シ得サルコトヲ通告シ
佛國議會ニ於テハ一時其支拂ヲ猶豫スルコト止ムヲ得ストシタルモ
之カ爲ニ賠償總額ニハ變更ヲ加ヘサルコト及獨逸ニ對シ今後ノ支拂
ニ對スル必要ナル保障ヲ要求スルコトヲ條件トシタリ英國ハ之ニ反
對シ結局倫敦ニテ英佛專門家間ニ賠償案協定セラレタル結果獨逸ニ
一時的「モラトリアム」ヲ許容スルコト止ムヲ得サル形勢ニ立至レ
ルノミナラス^記分類ニツキ佛白間ノ利害ノ調和困難トナレリ
於茲佛國議會ノ「ブリアン」内閣信望全ク地ニ墜チ遂ニ其ノ轉覆ヲ
見「ポアンカレ」内閣成立セリ

(2) 「ボアンカレ」ノ對獨政策ハ之ヲ「ブリアン」ニ比スレハ更ニ嚴格ノ度ヲ加ヘ平和條約規定ノ實施ヲ期シ獨逸ノ軍備撤廢ノ現實ナル履行アルニ非レハ其ノ軍備ヲ縮少セス賠償ニ關シテハ獨逸カ五月廿一日迄ニ賠償委員會ノ要求ニ應セサルトキハ條約上各國ハ其ノ利益保護ノ爲單獨行動ヲ執ルヲ得ルヲ以テ聯合國ノ協調ハ素ヨリ切望スル所ナルモ斷然條約擁護ノ途ニ出スルコトアルヘシトイフニアリ

(3) 一方「ラバロ」協約ニ對スル佛國ノ輿論ハ該協定ノ裏面ニハ必スヤ軍事上ノ内協定アルヘク「ヴェルサイユ」條約侵害ノ危險ニ關聯シ先ツ波蘭國ニ對スル脅威ヲ恐レ之ニ對スル對獨懲戒トシテ單ニ「ゼノア」會議ニ於ケル露國ノ問題ニ參加セシメサルノミニテハ尙不充分ナリト云フニ一致セルモ該協約ニ依リ佛國政界ノ對獨感情ハ間接

(3) ニ益々惡化シ極右克ハ五月末日ニ至リ獨國若シ賠償契約ヲ履行セサルニ於テハ直ニ「ライン」地方ヲ占領スヘシト叫ビ又軍意ニ於テモ之ニ對スル準備ヲ怠ラス然ルニ五月二十九日獨逸ノ賠償委員會ニ對スル回答ハ其ノ誠意及妥協的態度ヲ示スモノト認メラレ唯其內容實施ニ付充分ノ覽視ヲ要ストセラレタリ

(4) 獨逸國際借款ニ關スル佛國政府ノ意圖ハ賠償委員會カ「モルガン」委員會ニ獨逸賠償額ノ削減又ハ聯合國戰時債務ノ處分ニ關スル審議ヲ附託スルヲ承認スルコトヲ得ス「モルガン」委員會ハ單ニ獨逸ニ對シ許與シ得ヘキ借款ノ額及其條件並之ニ對スル保障ノ研究ヲ委託セラレタルモノト解シ右ノ範圍ヲ超脱スル決議ハ到底同意スル能ハストシタル結果同委員會ハ終ニ無期延期トナレリ

(5) 八月一日獨逸ハ對佛艦隊ニ於テ支拂額ノ減縮ヲ求ムルニ非ス單ニ「モ
ラトリウム」ヲ要求スルモノナル旨ヲ述ヘ佛國ハ同日附回答ニテ依
然條約ノ定ムル權利ニ寸毫ノ假借ヲ加ヘス願レハ「ミルラン」以外
歴代ノ首相ハ英佛協約ノ維持ト對獨條約履行トノ「ヂレンマー」ニ違
巡シタルモ「ボアンカレ」出馬以來佛國議會ハ英佛トノ協約ヲ犧牲
トスルモ自己ノ對獨政策ヲ遂行スルノ外ナキヲ感知シ察レルカ如ク
彼ノ八月七日ヨリ十四日ニ渉レル倫敦會議ノ不調ハ以上ノ機運ヲ明
白ニ表示スル機會タリシ事疑ナシ
一方獨逸側ニ在リテハ減額ノ實現ハ不可能トスルモセメテ支拂延期
ヲ得度キ旨ヲ要求シ賠償委員會ハ白耳義案ヲ採用シ事實ニ於テ「モ
ラトリウム」ヲ許與セル結果トナレリ佛國カスル讓歩ニ出タル事情

ハ種々複雜セルモ要ハ白耳義案ニ從フモ佛國ノ主張ハ今後更ニ提起
シ得ル途アルノミナラス來ルヘキ國際會議ニ於テ一層廣汎ナル賠償
解決案ノ採用セラルル迄本件ヲ延期スル迄ノコトニテ名目上ハ「モ
ラトリウム」ヲ拒絶スルコトニモアリ且ハ聯合國ヨリ孤立スル政策
ヲ執ルノ不得策ナルコトヲ感知シタルカ爲ナルヘシ
(6) 然レトモ賠償問題ハ結局ニ於テ獨逸側ヨリ佛國ノ希望通り支拂ヒ得
ヘシトハ思料シ得ス十一月中「ボアンカレ」ハ倫敦ニ入ヲ派シテ「ラ
イン」地方占有ノ企圖ニ關スル英國側ノ意圖ヲ探リタル事實アリ同
月十七日ノ下院ニ於ケル答辯演說中「ボアンカレ」ハ獨逸ノ不信ヲ
鳴ラシ馬克下落ノ主要原因ハ豫算ノ不均衡ト通貨ノ膨脹ニシテ該危
機ノ責任ハ獨逸ニ在リトシ獨逸ノ實情ハ賠償委員會ノ偵察ニ於ケル經

驗ニ依リ明ニシテ政府ノ無能怠慢不誠意言語ニ絶エタリ佛國ハ條約
上獲得セル擔保權ヲ拋棄スル能ハストセリ
次テ十二月十五日ノ演説ニ於テ佛國ハ獨逸ニ對シ何等領土獲得及軍
事的事業ヲ爲スノ考無ク唯支拂ヲ受クル爲メ獨逸ノ富源ニ對スル擔
保ヲ確實ナラシメントスルニ過キス而シテ右擔保モ聯合國ト一致シ
テ取ランコトヲ欲スルモノニテ倫敦會議ニ於テ「ボナー、ロー」氏
カ一月十五日迄ハ何等行動ニ出テサランコトヲ求メタルニ對シテモ
吾人ノ採ルヘキ手段ニ依リ何等聯合國間ノ協調ヲ阻害スルコトナキ
ヲ確信ストテ其立場ヲ明ニセリ

(6)

三、對露政策

(1) 一九一七年「レーニン」政府カ「ブレスト、リトウスク」ノ
條約ヲ以テ獨逸ト單獨講和ヲ爲セルコトハ勿論國民ニ試フ
可ラサル印象ヲ與ヘタリ之ヲ以テ「ウランゲル」後派ニ至ル
迄ノ御國ノ對露政策ハ一貫シテ反激派ノ姿勢ニアリキ同時
ニ「ロシア」ノ依頼ス可ラサルヲ見テ御國ノ同情ハ糾然トシ
テ激派及「チエツコスロヴァキア」ノ上ニ集リ再ヒ大露國ノ
越敵セラルル迄ハ新「スラヴ」國ヲ率ヒテ獨逸ノ東部境ニ其
勢力ヲ牽制スルコト其ノ不変ノ政策ナリキ
然ルニ「ウランゲル」政府崩壊シテ露國內部ニ反激派ノ對
カ一掃セラレテヨリ御國ハ時局觀望ノ態度ヲ執リタルカ前記

仰國ノ強硬ナル對露政策ハ「ブリアン」内閣ニ至リテ稍緩和
セラレ民衆ノ急激派政府ニ對スル反感モ亦昔日ノ如ク強烈ナ
ラサルニ至レリ
然レトモ大統領「ミルラン」及議會ノ多數黨タル國民團結ノ
議員ハ未ダ強硬政策ニ急變スル能ハス「ブリアン」内閣
ノ復讐ハ少クトモ外國ノ露國政府承認ノ傾向ヲ強執セシメタ
ルコトハ暗號ヲ各レサル處ナリ

(2)

(2) シカルニ其後露派政府ハ露國政府トノ接近ヲ策スル如キ宣
傳ヲ行フコト屢々ナリシカ三月初ニ至リ「クラシン」ハ露國
外相宛書翰ヲ以テ露國債權承認及通商開始ヲ請スル爲露判條
始ヲ甲込ミタルモ「ボアンカレ」ハ露國政府ト單獨ニ談判ヲ
爲スヲ好マス通商開始モ「ゼノア」會議以前ニ之ヲ議スルコ
ト能ハストノ理由ニテ拒絕セリ

(3)

(3) 露函承認ニ關スル「ボアンカレ」ノ意見ハ露國カ豫メ「カン
ス」會議決定ノ條件ニ對シテ明ニ保障ヲ與ヘ且其ノ實際
監督可能ナルニ非サレハ同問題ノ審議ニ關シ何等拘束セラ
ル事ナク之カ拒否並ニ其ノ審議ノ結果ヲ採用スルト否トハ全
然佛國ノ自由ナリトスルニ在リ

(4) 「ゼノア」會議中露獨協約締結セラレタルニ對シ佛國政府ハ
該協約ノ無効ヲ主張スヘキ事ヲ全權ニ訓令スル所アリタリ斯
クテ會議中依然強硬ナル態度ヲ執リ露國ノ主張ニ係ル「カン
ス」會議ノ順序ヲ顛倒シテ露國援助資金ト止式承認トヲ先ニ
シ露國債務ヲ後ニスル議ニ對シテハ率先反對ニ出テ又聯合國
ノ對露電書ニ對シ「バルツ」全權ヲ加ヘタル五月三日ノ商
議ニ於テ審議ノ結果露國政府ハ白身後ト協調ヲ保ツコトニ決
議セル等對露問題ニ關シ總テ英國ト離レテ白國ト協力スルノ
傾向ヲ生セリ即チ現在露國ト一般協約締結ヲ可能ナリトス
ル英明説「之ヲ尙早ナリトスル佛國並大陸諸國側ノ意見ハ「
ゼノア」ニ於ケル對露政策上ノ根本的差異ヲ有スル附意見ニ
シテ海牙會議中ニ於ケル趨勢亦然リ

(5) 然ルニ以後佛國ノ對露感情ハ稍緩和セラレ寧ロ露國トノ通商復
活ヲ利益ト見タル爲カ九月半「リヨン」市長「エリオ」氏ハ一
般ニ勞農露國トノ經濟的文化的接近ヲ計ルコトヲ目的トシテ渡
露シタリ同氏ト佛國政府トノ間ニハ當初ヨリ何等了解アリタル
モノノ如ク其ノ旅行ノ主タル目的ハ(a)戰前債務(b)従前露國ニ存
在スル佛國政府及人民ノ財産ニ對スル保障(c)兩國經濟關係ノ復
活ノ三事項ニ對スル露國側ノ意嚮ヲ探リタルモノナリ
同氏ハ先ツ伯林ニ於テ「チチエリン」ト談判シ莫斯科着後ハ主
トシテ「カラハン」ト交渉シタルカ露國政府ハ頗ル之ニ氣乗シ
「カラハン」自身モ最初ヨリ佛國ノ希望條件ヲ容ルルコト不可
能ニ非ストノ意見ニテ交渉ハ頗ル順調ニ進捗シタル由ナリ但シ
具體的進捗ヲ見ルニ至ラナリキ尙「エリオ」氏ハ之等目的ノ他
佛國商工業者ノ依頼ニ依リ狀況調査ノ爲メ門家同門地地方ニ

(2)

旅行セル結果「ドン」地方嶺山事業ニ着手スルコト頗ル有望ナ
ルヲ信シ又佛國ヨリ黒海ヘノ海上交通ニ關スル計劃ヲ立ツルニ
至リタル趣ナリ
「エリオ」氏ノ露國行ハ右ノ如ク諸方面ニ涉リ露露關係復活促
進ニ力アリタルカ十二月初旬在伯林露國大使館情報部長「ウス
テノヴ」ヲ長トスル露國赤十字班ハ佛國ニ入り爾後「ワルセイ
ユ」ヲ活區本部トシ主トシテ佛國殘留ノ露國軍隊ノ歸還事業ニ
從事スハントイフモ右ハ表面上ノ目的ニ過キス其ノ眞ノ目的ハ
政治的方面ニ佛國政府トノ接觸ヲ圖ルニ在ルモノノ如シ。

四英佛千係（英國罷警中ニ出ツ）

五米佛千係

(1) 三月米國政府ハ聯合國大憲大臣會議ニ對シ同憲ノ原因占領軍費全額償還請求ヲ爲セリ右ハ聯合國大憲大臣カ獨逸ノ支拂ヲ占領軍費用ニ充當セントスルニ當リ獨リ米國ノミラ除外セントシタルヨリ體制確保ノ意味ニテ請キセルモノナリトイフモ佛國輿論ハ不快ノ感ヲ以テ之ヲ親、米國カ萊因地方ニ駐兵スルハ聯合國ノ請求ニ基クモノナレハ獨逸ニ對シ之ヲ請求スル權アルヲ認ムルモ聯合國カ「ヴエ」ルサイユ」條約ニ依リテ確保スル賠償請求權ヲ損スルコトヲ得スト主張セリ

一般ニ佛國民衆ノ米國ニ對スル態度ハ華盛頓會議以降著シク變化シ米國カ一方「ゼノア」會議等ニ參加セス歐洲諸國トノ

協調ヲ一切拒絶シツツ他方ニ於テハ其ノ權利ト信スル點ハ之
ヲ不快ナル方法ヲ以テ主張スルヲ憚ラサルニ對シ大ニ攻撃ヲ
加フルアリ之等ノ感情ハ引テ海軍制限條約批准ノ上ニモ影響
ヲ得ヘキナリ (11)

(2) 五月十五日米國各地銀行業者及企業家ヨリ歐ル米國救済銀行
團員約四十名、佛國大蔵省外務省及工部省ノ招請ニ應シテ産
業状態調査ノ爲メ佛國各地ヲ巡視セリ
右來遊ハ「モルガン」氏カ賠償委員會ノ招請ニ應シ準備スル
魁トシテ實行セラレタルトコロナリ (12)

(3) 四月米國政府ハ佛國政府ニ對シ戰時債務整理委員會設立ノ次第ヲ通告シ之ニ對スル佛國狀況説明ヲ乞ヒ委員派遣方ヲ招請シタル結果大蔵省公債局長「バルマンチエ」派遣セラレタリ然ルニ米國側ハ佛國委員ノ説明ニハ餘リ重キヲ置カス佛國カ將來米國ニ支拂ヒ得ル金額及其時期ヲ提示センコトヲ求メ立入りテ佛國財政ヲ批評スル等佛國ニ不利ナル形勢ヲ示シタル折カラ八月一日「バルフォア、ノート」發表セラレ一層不利ナル情況ヲ呈シ來レル爲本國政府トノ打合ヲ口實トシテ委員ヲ石邊セリ

(14)

(4) 「モルガン」氏ハ五月二十三日以來巴里ニ於ケル銀行家委員會委員トシテ會議ニ列席シ對獨國際借款ニ關シ協議スルトヨロアリシカ六月ニ至リ終ニ不調ニ墜リ同氏ハ十一日巴里出發歸國ノ途ニ就キタルカ其際發表セル「ステートメント」ニ依レハ賠償委員會ヨリ銀行家委員會ニ委任セル權限ニ付英佛間ノ意見一致セス殊ニ佛國政府ハ銀行家委員會カ對獨債權總額ヲ削減スル事ハ承認シ難シト爲スモ同委員會ハ早ニ獨逸カ借款ヲ起シ得ル基礎ニ就キ建言スヘキ事ヲ委任セラレ賠償總額ニ關シ審議シタル事ナク早ニ獨逸ノ年支拂額ヲ研究セルノミ、要スルニ佛國ノ態度變セサル以上同氏ノ事業ハ到底實效ヲ齎スノ途ナキニ至リシナリ

(5) 「クレマンソー」ノ米國訪問ノ舉ハ總テ計畫中ナリシカ愈々十一月十一日巴里ヲ出發セリ此ノ旅行ノ目的ハ平和克復後殊ニ華府會議以來甚モスレハ米國ニ於ケル對佛感情惡化セントスル傾アルヲ以テ米國政府有志者カ國民ヲ起シテ米國ニ於テ親シク佛國ノ立場ヲ説明セシメントセルナリ

「クレマンソー」ハ渡米後紐育ニ於ケル第一回ノ演說ニ引續キ「ボストン」市佛古跡府等ニ巡回演說シタルカ米國トシテハ米英佛三國ノ會議ニ依リ歐洲問題ヲ解決スヘシトナス彼ノ意見ニ共鳴セルモノ少ク上院ニ於テモ「ゾエルサイユ」條約反對ノ急先鋒タリシ「ボラー」及同贊成者ノ首領タリシ「ピッチコック」兩氏ノ攻撃ヲ受ケ新聞界ヨリノ氣受ケモ良好ナラス一般ニ同氏渡米ノ舉ハ

(15)

成功ト言フヲ得サルヘシ

(16)

六、佛伊關係

(1) 佛國カ華府條約ノ批准ヲ躊躇スル理由ノ中獨逸ヨリ蒙ル脅威ハ其ノ一大要素ナルコト疑ナキトコロナリト雖モ尙其ノ重大ナル一要素トシテ認ムヘキモノハ其ノ對伊關係ニアリ勿論現在佛伊兩國間ニ戰爭ノ危險ハ伏在セサルモ兩國ノ關係ハ兎角不快ナル感情ノ行違ヲ免レス依ツテ海軍制限條約等ニ依リ長キ將來ヲ拘束スルハ到底佛國ノ堪ヘ得サル處ナルカ如シ

(17)

(2) 五月廿四日調印セラレタル伊露間通商協約ハ未ダ正式ニ發表

セラレサルモ伊露新聞紙ノ發表セルトコロニ依レハ伊國人ノ受ケタル「コンセンセーション」ハ將來國有化セラレサル可シト一節アリ「ボアンカレ」首相ハ石井大使ニ對スル談話中右條項ヲ評シテ右ハ伊太利式ノ巧妙ナル手段ニシテ露露協定ノ假面ノ下ニ「ソワイエト」政府ノ國有化政策ヲ拘束スルモノニシテ彼ノ「ラバロ」條約以上ノ效果アル可ク新ル單獨協定許サレルニ於テハ將來之ヲ眞似ル者續出スヘシト語リタリ

18

七。佛土協定

(1) 昨年十一月締結セラレタル佛土協約ノ規定ニ従ヒ「シリシア」ニ於ケル佛土領事ハ本年一月四日迄ニ撤兵ヲ完了セリ然レレモ右撤兵ニ伴ヒ人心多少騒擾セルモ何等ノ事故ヲ生セズ唯同地方在住ノ基督教徒約五万五千人中土耳其人ノ虐殺ヲ懼レテ撤兵ト同時ニ移住セル者實ニ五万人ノ多キニ達セリ

(2) 「アンゴラ」外務委員一行ハ三月一日出發候シタルカ君府政府兩ヨリモ外務大臣「イゼット・パシヤ」ヲ英佛伊三國ニ派遣スルコトトアリ同月四日君府ヲ出發セリ「アンゴラ」委員ハ「バクト、ナシヨナル」ニ基キ對希臘諸相條件ニ對スル要求ヲ各該政府ニ傳達スルコトヲ目的トスルモノナルカ君府

(19)

外相モ同シク土耳其政府ノ平和ニ對スル希望ヲ各該政府ニ説明セントスルニアリキ

爾來近京向趨政策ハ英佛間ニ多少ノ齟齬アリ前者ハ依然休戰會議ヲ開ク前ニ土耳其カ三月ノ巴黎外相會議ノ決定セル解決案ヲ全部承認スヘント爲スニ對シ後者ハ土耳其カ巴黎決定案前敵ノ基礎トシテ承諾スルヲ以テ足ルト爲セリ

英皇ハ其ノ王威實行ノ爲三月外相會議決定事項ヲ承諾スヘキ旨ヲ給土双方ニ「アルチマダム」ヲ送ラント提議シタルモ佛國領人斯ル懸念ヲ加フルヲ欲セス殊ニ其言用ヒラレサル場合武力ニ訴フル決心ナクシテ「アルチマダム」ヲ送ル能ハサルヲ指摘シテ反對セル結果最後手段ハ沙汰止トナリ英皇

伊監護ノ下ニ双方ヲ管會セシムル事ニシテ議終レリ

(3) 九月希土戦争ノ狀勢倍ハルヤ師國新議ハ一齊ニ土軍ノ勝利ヲ
特筆シ英國ノ近東政策ニ對スル一大打撃トナシ一般ニ土耳其
ノ領土回復ニ同情ヲ表シ休戰協約ノ締結以外土耳其ノ行動相モ

(4) 然レトモ「ムダニア」休戰協約ノ締結以外土耳其ノ行動相モ
スレハ過激ニ走ルニ及ビ師國ノ同情ハ次第ニ減シ十一月十七
日下院ニ於ケル首相ノ答辯中ニモ「ローザンヌ」會議ニ於テ
師國ハ如何ナル場合ニモ協合國ノ協約ヨリ離脱シテ單獨行動
ヲ執ル事無ク何時ニ近東ニ於ケル平和ノ確立ヲ希望シ元來師
國「アンゴラ」間ニハ協約ヲ存ヘレトモ協合國ヲ離レテ講和ヲ
爲スノ意思モナク權利モナシト言明スル所アリタリ

八、佛波關係

客年末來所議進行中ナリシ佛波通商條約ハ茲々二月六日巴里ニ於テ
兩國全權ノ調印ヲ見タリ

同條約ハ三章四十六箇條ヨリ成リ第一章ハ王トシテ兩國間ノ通商ニ
於テ特定貨物ニ對シ一般關稅率ニ比シ二割五分乃至七割ノ低減率ヲ
議スルコト及行商人ニ對スル優遇振等ヲ規定シ第二章ハ佛波兩國人
カ其一方ノ國ニ有スル財産及利益ニ關スル事第三章ハ專ラ東「ガリ
シア」ノ石油問題ニ付佛國ノ特殊利益ニ關シ規定セリ
本條約ハ波蘭側ニ於テ議會ノ協贊ヲ必要トスルコト勿論ナリ尙未タ
批准交換セラレザルモ他日實行セララルニ於テハ其ノ效力ノ附帶條
件トシテ昨年二月十九日調印セラレタル佛波政治及軍事協約ノ效力

(4)

(3)

ラ 陸 世 セ シ ム ル モ ノ ナ リ

(210)

九 佛 國 關 係

佛 國 政 府 ハ 埃 埃 利 政 府 ニ 對 シ 五 千 五 百 萬 法 貨 付 ノ 案 ヲ 議 ニ 下 院
ニ 提 出 シ テ 通 過 セ ル カ 六 月 十 三 日 上 院 ニ 於 テ 可 決 セ リ
同 日 「ボ ア ン カ レ」 ハ 同 案 提 出 ノ 理 由 ヲ 説 明 シ 佛 國 ノ 政 策 上 平
和 條 約 ニ 依 リ 獨 埃 ノ 結 合 ヲ 防 ズ 爲 目 下 恐 慌 ニ 迫 レ ル 埃 國 救 濟 ノ
必 要 ア ル ニ 因 ル 旨 ヲ 力 説 セ リ

(214)

一〇 中法實業銀行救済問題

- (1) 昨年十二月廿七日下午院ニ於テ可決セラレタル樞密ニ於ケル佛
國ノ威信ヲ保持シ中法實業銀行ヲ救済スルコトニ關スル政府
信任案ハ上院ニ廻付セラレ三月三日可決シタリ右案ニ依ル救
済方法ハ支那ニ於ケル銀行債權者ハ佛國ガ支那政府ニ對シテ
有スル國匪事件ノ賠償ヲ引當トシテ發行スヘキ五分利公債ノ
額面ヲ以テ支拂ヲ受クルニアリ
- (2) 尙同銀行ノ事業整理ノ爲佛國ニ於テ一考案アリ右ニ依レハ資
本金千萬法ヨリ成ル會社ヲ組織シ同銀行ノ關係事業及債權取
立等一切ノ事務ヲ管理スルニアリ右ノ方法ニ依リ預金者及株
主ハ全損ヲ受クルコトナク銀行ノ整理ヲ爲シ得ヘシトイフ

(25)

- (3) 佛領印度支那總督「ロン」ハ七月五日上院外交委員會ニ於テ

(26)

- 中法實業銀行ニ關シ佛國大銀行カ極東各埠ニ支店ヲ有スルハ
佛國勢力扶植ノ一要素ニシテ同銀行ノ失敗ハ頗ル祖國ノ利益
ヲ傷ケタルヲ以テ此際同銀行ニ對スル土人ノ預金ハ必ス支拂
フヲ要スル旨ヲ遞ヘ有效ナル救済方法ノ實施ヲ勸告セリ
- (4) 前掲(2)ニ依ル整理事業ハ愈々其ノ實行ヲ見ルニ至リ西貢ニ於
テ十月十六日ヨリ中法實業銀行管理會社ノ名ノ下ニ閉店シ一
般銀行業務ヲ取扱フコトナレリ但舊銀行取扱ニ係ル預金拂
戻時期ハ未定ナル由ナリ
- (5) 佛國政府ハ國匪事件賠償金殘額ヲ救済ニ利用スル件ニ付本年
七月中に支公使ヲシテ支那外交總長トノ間ニ覺書ヲ交換セシ

メタル結果兩國間協定ヲ得之カ承認ニ關スル法律案ヲ豫テ議
會ニ提出中ナリシカ同案ハ十一月十六日下院ヲ通過セリ
右覺書ニ依レハ佛支兩國政府ハ國匪事件對佛賠償金殘額ハ之
カ引當ニ佛國政府ノ名ニ於テ發行セラルヘキ五分利附金弗建
公債(之ヲ中法銀行在極東債權者ニ分配セル證券ト引換フ)
ノ償却及利子支拂並佛支兩國政府間ニ於テ毎年北京ニ於テ決
定セラルヘキ條件ノ下ニ教育又ハ慈善ニ關スル佛支事業ニ充
當セラルヘキコトヲ同意シ居レリ

(27)

一、内閣一部改組事情

「ボアンカレ」ト法相「バルツ」トノ關係ハ「ゼノア」會談
以來疎隔ノ度ヲ増シ來リ首相ハ歷代内閣ノ暗火山ト稱セラルル
「バルツ」ヲ内閣ヨリ体ヨク退出サントスル考ニテ是ニ「バ
ルツ」ヲ在獨大使ニ推薦シタルモ一身上ノ都合ニテ辭退シタ
ルニ依リ賠償委員會ノ外國代表「シユボア」ノ職務ニ能足ラ
サル折柄其ノ後釜ニ據エントシ他方内閣「モーヌリー」ハ其ノ
色彩左黨ニ接近セル爲下院多數黨ノ不平等ナカラス首相ハ豫テ
其ノ辭職ヲ望ミ居ルモ本人カ之ヲ承知セサル爲結局其位トナリ
タルカルク世他ニモ二三ノ部屬ヲ豫想セラレタルカ十月五日閣
議ノ結果「バルツ」ノ轉任決定シ内閣議長次官「コルラー」

(28)

其後ラ榎ト法相ニ任セラレ又外務省ニ於テハ在獨大使「ローラ
ン」辭任シ現駐日大使「ド、マルチユリー」其後任ニ轉シ外務
省行政及專門局長「モーリス、ヘルベツト」駐日大使ニ任スル
コトニ決定セリ

(29)

第三部 第二

白耳義

第三 白耳義關係

一 英自軍事協定締結豫想

六月十三日、上院ニ於ケル外交質問ニ答ヘ、外相ハ白國ヲ防ノ爲メ
ハ「ワ」ルサイニ條約ノ履行確保スルト共ニ英佛トノ親交干
係ヲ維持増進スルコト緊要ナリ之ヲ爲シ白英間ニモ近々自佛間ト
同様軍事協定ノ締結ヲ見ルヘシト言明セリ

二 日白通商協定取極促進

日白間ニハ疊ニ一九一一年七月八日通商上暫定取極存スレトモ
本年七月十二日在白安達大使ハ白國外相ニ對シ右暫定取極ハ兩
國ノ開スル限リ一應満足ナルモノナルモ帝國國民ニ満足ナル待
遇ヲ與ヘサル他國ヨリ右暫定取極ヲ先例トシテ之ニ倣ハント
コトヲ主張シ、將來ハ中、俄、アリ、スル場合ニハ帝國政府ニ於テ該主張ヲ

(2)

排斥スルノ必要上遂ニ日白暫定取極ヲ廢棄スルノ止ムヲ得サルニ至ルヤモ測リ難シトノ事情ヲ開陳シタルニ同相モ之ヲ諒トシ早速通商協定成立ヲ期セント答ヘタルモ十月半同相ハ安達大使ニ對シ主管者達ノ研究何分ニモ意ノ如ク進捗セス未タ或案ヲ具スルニ至ラスト語レリ然レトモ目下準備進行中ナルニ付キ近キ將來ニ於テ實現ノ遲ヒヲ見ルニ至ルヘシ

三、賠償問題ニ對スル態度

白國優先權ニ關シ六月中獨逸ト直接交渉スル所アリシカ（獨逸賠償ノ項參照）八月倫敦會議ハ英佛同極度ノ反目引イテハ佛國カ對獨直接行動ヲ執ルノ傾向ヲ惹起スル等何レモ病膏盲ニ入レルヲ證スルモ一方此間ニ處スル白國ハ其ノ立國ノ基礎英佛間ノ親善ニアルヲ以テ其ノ對獨賠償ニ關スル權利ヲ全然拋棄スルモ尙右親善ノ

(3)

維持ニ努メサル可ラサル立埒ニアリ、之ヲ以テ賠償千係諸會議ニ於ケル日獨ノ方針ハ其ノ優先權ヲ確保シツツ英佛乖離ノ礙停ヲ志スニアルカ如シ

(4)